

## いじめ防止対策について

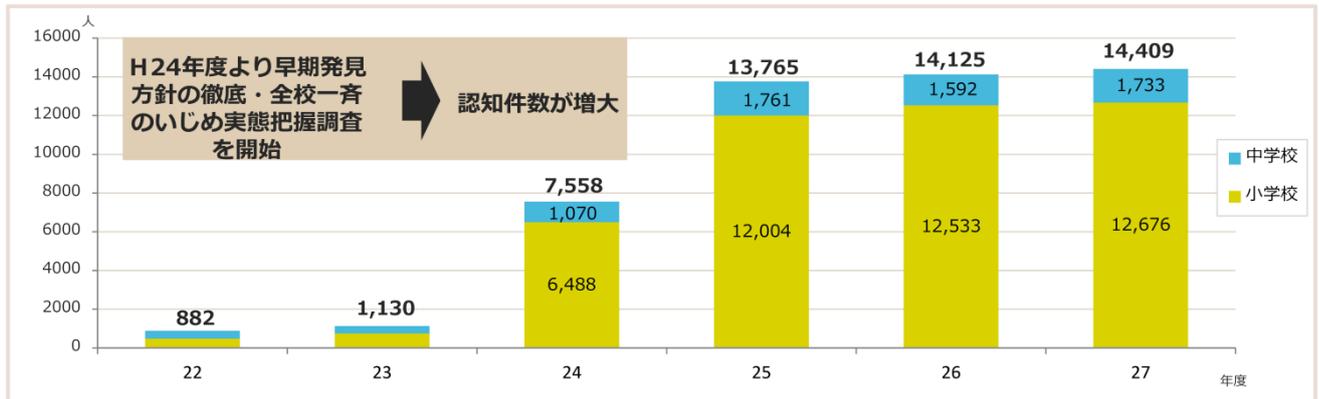
### 1 本市の小中学校におけるいじめの現状

#### (1) 認知件数等

平成 27 年度のいじめ認知件数は、小学校が 12,676 件で前年度から 143 件増、中学校が 1,733 件で前年度から 141 件増となっており、増加傾向が続いている（小中学校計 14,409 件、284 件増）。

	小学校			中学校			合計	
	H27年度	H26年度	前年度比較	H27年度	H26年度	前年度比較	H27年度	H26年度
認知件数 (件)	12,676	12,533	+143	1,733	1,592	+141	14,409	14,125

#### ■ いじめ認知件数の推移



#### (2) いじめの態様

いじめの主な態様としては、小学校・中学校ともに「冷やかしゃからかい等」が最も多く、次いで、小学校では「軽くぶつかられたり、叩かれたり等」、中学校では「仲間外れ、集団による無視」が多く見られた。

小学校	種別	H 2 7 年度		H 2 6 年度		前年度比較	
		(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)
	冷やかしゃからかい等	7,816	61.6	6,925	55.3	+891	6.3
	軽くぶつかられたり, 叩かれたり等	3,976	31.4	4,011	32.0	-35	-0.6
	仲間はずれ, 集団による無視	3,055	24.1	3,297	26.3	-242	-2.2
	金品をかくされたり壊されたり等	1,516	12.0	1,884	15.0	-368	-3.0
	ひどくぶつかられたり, 叩かれたり等	1,183	9.3	1,229	9.8	-46	-0.5

中学校	種別	H 2 7 年度		H 2 6 年度		前年度比較	
		(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)
	冷やかしゃからかい等	1,356	78.2	1,263	79.3	-93	-1.1
	仲間はずれ, 集団による無視	358	20.7	366	23.0	-8	-2.3
	軽くぶつかられたり, 叩かれたり等	278	16.0	310	19.5	-32	-3.5
	金品をかくされたり壊されたり等	81	4.7	66	4.1	+15	0.6
	ひどくぶつかられたり, 叩かれたり等	78	4.5	100	6.3	-22	-1.8

合計	種別	H 2 7 年度	H 2 6 年度	前年度比較
		(件)	(件)	(件)
	冷やかしゃからかい等	9,172	8,188	984
	仲間はずれ, 集団による無視	4,334	4,377	-43
	軽くぶつかられたり, 叩かれたり等	3,333	3,607	-274
	金品をかくされたり壊されたり等	1,597	1,950	-353
	ひどくぶつかられたり, 叩かれたり等	1,261	1,329	-68

※「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)より

## 2 いじめ防止対策に係る主な取組

### (1) いじめ不登校対応支援チームによる学校巡回

学校におけるいじめや不登校に対する適切な初期対応や継続指導を確実なものにしていくために、指導主事、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる「いじめ不登校対応支援チーム」が全市立学校を巡回訪問し、組織体制や取り組み状況の確認、いじめアンケート後の処理や対応状況の確認を行い、困難事案や重大事態に発展することのないよう、学校に対して助言を行う。

### (2) 全市立中学校等へのいじめ対策専任教諭の配置

市立の全中学校、中等教育学校及び特別支援学校へ、いじめ対策推進の中核を担う「いじめ対策専任教諭」を配置し、各学校におけるいじめ対策のコーディネーターの役割を果たす。

### (3) 市立小学校への児童支援教諭の配置

市立小学校 36 校にいじめ・不登校及び発達障害等の課題解決の中核を担う「児童支援教諭」を配置し、各学校におけるコーディネーターの役割を果たす。

### (4) いじめ対策支援員の配置

いじめ事案等の課題を抱える小学校に元警察官や元教員の「いじめ対策支援員」（平成 28 年度は 10 名）を一定期間へ派遣し、学校職員への助言や関係児童生徒への声かけ指導等を行いながら、いじめの防止や早期改善を図る。

### (5) 24 時間いじめ相談専用電話の設置

いじめ問題等に悩む子どもやその保護者等が、いつでも相談できるよう、教育委員会事務局内に 24 時間対応可能ないじめ相談専用電話を設置し、対応の充実を図る。

### (6) いじめ対応等相談教職員支援室の設置

いじめ対応、学級運営、保護者対応などに関する教職員からの職務上の相談に対して、経験豊かな元教員が助言・指導を行う。

### (7) いじめ防止「きずな」キャンペーン等の実施

全市立学校一斉に取り組むいじめ防止のためのキャンペーンを 5 月と 11 月に年 2 回実施し、児童生徒による自主的な取り組みを支援する。また、全市立学校の代表生徒による「いじめストップリーダー研修」やいじめ防止「きずな」サミット等の実施を通じて、いじめの未然防止を推進する。